

青森県警察のシンボルマーク

昭和52年 1月25日
公安委員会告示第6号

青森県警察のシンボルマークを次のように定める。

青森県警察のシンボルマーク

- 1 青森県警察のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）は、県民鳥（ハクチヨウ）を
図案化した次の図のとおりとする。
- 2 シンボルマークは、別記作成方法により製図するものとする。
- 3 シンボルマークを使用する場合は、警察本部長の承認を得なければならない。

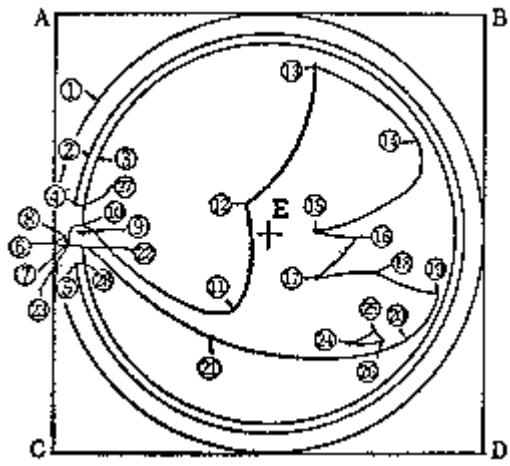
シンボルマーク



別記

作成方法

- 1 シンボルマークの色は、地及び外線は黒とし、ハクチヨウは、白色とする。ただし、必要がある場合は、色を変えることができる。
- 2 次の図により、円の直径を100とした割合により得た各点を直線又は曲線で結んで製図する。



- A 基点
- B A から100右
- C A B 線の A から直角に100下
- D A C 線の C から直角に100右
- E 中心点

中心点から半径50.0の円
 中心点から半径45.0の円
 中心点から半径42.8の円

A C 線から5.1右
 A B 線から43.2下
 A C 線から5.1右
 C D 線から43.2上
 C から46.6上
 A C 線から3.4右
 C D 線から46.6上
 A C 線から3.4右
 C D 線から49.0上

横の楕円形

A C 線から7.2右
 A B 線から48.0下
 A C 線から42.4右
 C D 線から32.2上
 A B 線から44.2下
 A C 線から44.1右
 A B 線から10.2下
 B D 線から39.0左
 A B 線から27.7下
 B D 線から17.2左
 A B 線から49.2下
 B D 線から39.0左

C D 線から49.2上
 B D 線から30.5左
 B D 線から39.0左
 C D 線から39.8上
 B D 線から25.4左
 C D 線から41.5上
 B D 線から12.5左
 C D 線から36.4上
 B D 線から17.8左
 C D 線から26.0上
 A C 線から36.4右
 C D 線から25.4上
 A C 線から7.2右
 C D 線から45.4上
 A C 線から4.2右
 C D 線から46.6上
 B D 線から32.2左
 C D 線から23.7上
 B D 線から26.3左
 C D 線から26.3上
 B D 線から23.7左
 C D 線から23.7上
 A C 線から7.2右
 A B 線から43.2下
 A C 線から7.2右
 C D 線から43.2上